

香芝市告示第100号

次に掲げる事務については、令和4年10月21日から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき堀本武史副市長に委任し、同法第167条第2項の規定により当該副市長が執行しているので、同条第3項の規定により告示する。

- (1) 道路運送法施行規則第9条の3及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項の規定に基づき構成する香芝市地域公共交通活性化協議会委員に関する事務

令和4年10月25日

香芝市長 福岡 憲宏